

南九州市告示第32号

南九州市高齢者等訪問給食サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和8年3月6日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市高齢者等訪問給食サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱

南九州市高齢者等訪問給食サービス事業実施要綱（平成19年南九州市告示第55号）の一部を次のように改正する。

第1条中「配食を行う」の次に「南九州市高齢者等訪問給食サービス事業（以下「事業」という。）を実施する」を加える。

第2条を次のように改める。

第2条 市長は、第13条の規定により指定された事業者（以下「指定事業者」という。）に事業を実施させるものとする。

第4条の見出し中「実施回数」の次に「及び配食の形態」を加え、同条に次の1項を加える。

2 配食の形態は、普通食及び特別食（配慮食）の2種類とする。

第8条の見出し中「委託先」を「指定事業者」に改め、同条中「業者」を「指定事業者」に改める。

第9条第1項ただし書、第2項及び第3項中「業者」を「指定事業者」に改める。

第10条第2項中「業者」を「指定事業者」に改める。

第11条第1項中「実費分」を「実費相当分」に、「業者」を「指定事業者」に、「450円」を「500円」に改め、同条第2項中「業者」を「指定事業者」に改める。

第12条を第18条とし、第11条の次に次の6条を加える。

（助成金）

第12条 市長は、事業の実施に要する費用のうち、配食及び安否確認等に係る費用相当分を助成金として、1食につき500円を指定事業者に支払うものとする。ただし、特別食（配慮食）を配食したときは、1食につき50円を上乗せするものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、当該利用者に対し事業の実施に要す

る費用の助成があったものとする。

3 指定事業者は、当該月の配食数に第1項に規定する助成金を乗じて得た額を当該月分として翌月の10日までに市長に請求するものとする。なお、請求に当たっては、配食実績明細表を添付するものとする。

4 市長は、前項の規定による助成金の請求があったときは、当該請求のあった日の属する月の月末までに助成金を指定事業者に支払うものとする。

(事業者の指定)

第13条 市長は、事業を行う事業者を第2条に規定する指定事業者として指定する。

2 前項の指定を受けようとする事業者は、高齢者等訪問給食サービス事業者指定申請書(第7号様式。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 食品衛生法第55条の規定による営業の許可書

(2) 市の発行する直近の納税証明書

(3) 登記簿謄本(発行から3か月以内のもの)

3 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、指定の要否を決定したときは、高齢者等訪問給食サービス事業者指定(却下)通知書(第8号様式)により通知するものとする。

(運営基準)

第14条 事業の実施に当たり、指定事業者は、別表の高齢者等訪問給食サービス事業運営基準を遵守しなければならない。

(指定の取下げ)

第15条 指定事業者が第13条第1項に規定する指定を取り下げようとするときは、高齢者等訪問給食サービス事業者指定取下げ書(第9号様式。以下「取下げ書」という。)を市長に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第16条 市長は、第13条の規定により指定を受けた指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定事業者の指定を取り消すことができる。

(1) 第13条第2項第1号に規定する要件を欠いたとき。

(2) 第14条に規定する運営基準を遵守しなかったとき。

(3) 前条の取下げ書の提出があったとき。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消すときは、高齢者等訪問給食サービス事業者指定取消通知書(第10号様式)により通知するものとする。

(申請事項の変更)

第17条 指定事業者は、第13条第2項の申請書に記載した事項に変更が生じたときは、遅滞なく高齢者等訪問給食サービス事業者指定申請事項変更届(第11号

様式) を市長に提出しなければならない。  
附則の次に次の別表を加える。

## 別表（第14条関係）

### 高齢者等訪問給食サービス事業運営基準

#### 第1 事業運営

##### 1 配食

高齢者等訪問給食サービス事業（以下「事業」という。）の配食は、1日2食（昼食・夕食）を基本とし、居宅まで配食する。ただし、市長が必要と認めた場合には、昼食又は夕食のみも可とする。

##### 2 安否確認

指定事業者は、次の方法により利用者の安否確認を行う。

- (1) 利用者に声かけを行い、利用者からの返答又は姿を確認する。
- (2) 利用者に異常がある可能性があるときは、近くまで行き状態を確認する。
- (3) 利用者の異常が確認されたときは、緊急連絡先へ連絡する。また、緊急的な対応が必要な場合は、救急対応を講ずる。
- (4) 上記(3)については、市へ報告を行うとともに、安否確認実施報告書を市に提出する。

##### 3 守秘義務

- (1) 指定事業者は、事業に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (2) 上記(1)の秘密保持に関する義務は、この事業の終了又は指定の取消し後も継続する。

##### 4 事故発生時の措置

指定事業者は、事業について事故が発生したとき又はそのおそれがあるときは、被害を最小限に防止するため必要な措置を講ずるとともに、速やかに市に連絡しその指示を受けなければならない。

##### 5 職員の指導監督

指定事業者は、事業を実施するに当たっては、事業の目的や運営等について職員を指導監督する。

##### 6 事業実施責任

指定事業者の職員が事業実施に当たり行った行為は、すべて指定事業者の責任とする。

##### 7 事業実施中の損害賠償

指定事業者は、事業を実施中に故意又は重大な過失により市又は第三者に対し損害を与えたときは、指定事業者の負担においてその損害を賠償しなければならない。

##### 8 事業不履行による損害賠償

指定事業者は、事業の不履行により市に損害を与えたときは、指定事業者は市が請求する損害を賠償しなければならない。

## 9 事業の報告及び立入検査

市は、必要と認めたときは、事業の実施状況その他必要な事項について指定事業者に報告を求め、又は必要に応じて職員を派遣して立入検査ができるものとする。

## 第2 個人情報取扱特記事項

### 1 基本的事項

指定事業者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### 2 秘密保持及び事故防止

(1) 指定事業者は、事業の実施に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この事業が終了し、又は指定が取り消された後においても、同様とする。

(2) 指定事業者は、事業に従事している者に対して、在職中及び退職後において、事業に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

### 3 保有の制限等

(1) 指定事業者は、事業を行うために個人情報を保有するときは、事業の目的を明確にするとともに、事業の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(2) 指定事業者は、事業を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、事業の目的を明示しなければならない。

### 4 適正管理

指定事業者は、事業の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 5 利用及び提供の制限

指定事業者は、市の指示又は承認があるときを除き、事業の実施に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

### 6 複写及び複製の禁止

指定事業者は、市の承認があるときを除き、事業を実施するために市から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならな

い。

## 7 資料等の返還

指定事業者は、事業を処理するために市から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、指定事業者の指定が取り消された後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

## 8 事故報告

指定事業者は、この個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

## 9 実地調査

市は、指定事業者が事業を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

## 10 指示

市は、指定事業者が事業を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、指定事業者に対して必要な指示を行うことができる。

## 11 指定の取消し及び損害賠償

市は、指定事業者が特記事項の内容に違反していると認めたときは、事業者指定の取消し又は損害賠償の請求をすることができる。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

高齢者等訪問給食サービス事業利用申請書

年 月 日

南九州市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
生年月日 年 月 日（ 歳）  
電話番号  
自治会名

1 開始希望 年 月 日から

2 希望理由

3 配 食 ①昼食・夕食両方 ②昼食のみ ③夕食のみ

※ ②又は③を希望する場合は、その理由を以下に記入してください。

[ ]

4 配食の形態 ①普通食 ②特別食（配慮食）

※ ②を希望する場合は、その内容を以下に記入してください。

[ ]

5 緊急時の連絡先

【緊急連絡先①】

|      |  |         |  |
|------|--|---------|--|
| 氏 名  |  | 申請者との続柄 |  |
| 住 所  |  |         |  |
| 電話番号 |  |         |  |

【緊急連絡先②】

|      |  |         |  |
|------|--|---------|--|
| 氏 名  |  | 申請者との続柄 |  |
| 住 所  |  |         |  |
| 電話番号 |  |         |  |

※ 連絡先が2人いる場合は、連絡先②まで記入してください。

第 2 号様式，第 4 号様式及び第 6 号様式中「印」を削る。  
第 6 号様式の次に次の 5 様式を加える。

南九州市長 様

住 所  
事業者名  
代表者名

高齢者等訪問給食サービス事業者指定申請書

高齢者等訪問給食サービス事業者の指定を受けたいので、南九州市高齢者等訪問給食サービス事業実施要綱第13条第2項の規定により申請します。

|      |      |  |
|------|------|--|
| 事業者名 | 代表者名 |  |
|      | 所在地  |  |
|      | 電話番号 |  |
|      | 振込口座 | 銀行名： 銀行(農協) 支店(支所)<br>預金口座：普通 No.<br>口座名義： |
| 事業所名 | 代表者名 |  |
|      | 所在地  |  |
|      | 電話番号 |  |
|      | 振込口座 | 銀行名： 銀行(農協) 支店(支所)<br>預金口座：普通 No.<br>口座名義： |

※ 添付書類

- 1 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条の規定による営業の許可書の写し
- 2 市の発行する直近の納税証明書
- 3 登記簿謄本（発行から 3 か月以内のもの）

第 年 月 日 号

様

南九州市長



高齢者等訪問給食サービス事業者指定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった高齢者等訪問給食サービス事業者の指定については、南九州市高齢者等訪問給食サービス事業実施要綱第13条第3項の規定により下記のとおり指定（却下）したので通知します。

記

指 定

事業者名

代表者名

所在地

事業所名

代表者名

所在地

却 下

理由

年 月 日

南九州市長 様

住 所  
事業者名  
代表者名

高齢者等訪問給食サービス事業者指定取下げ書

高齢者等訪問給食サービス事業者指定について、南九州市高齢者等訪問給食サービス事業実施要綱第15条の規定により下記のとおり取り下げます。

記

- 1 取下げ年月日
- 2 取下げ理由

第10号様式（第16条関係）

第 号  
年 月 日

様

南九州市長



高齢者等訪問給食サービス事業者指定取消通知書

年 月 日付で申出のあった高齢者等訪問給食サービス事業者指定の取  
下げについては、南九州市高齢者等訪問給食サービス事業実施要綱第16条第2項  
の規定により下記のとおり取り消したので通知します。

記

- 1 取消しの理由
- 2 取消年月日

年 月 日

南九州市長 様

住 所  
事業者名  
代表者名

高齢者等訪問給食サービス事業者指定申請事項変更届

高齢者等訪問給食サービス事業者指定申請事項に変更が生じたので、南九州市  
高齢者等訪問給食サービス事業実施要綱第17条の規定により下記のとおり変更届  
を提出します。

記

| 変更事項  | 変更前   | 変更後 |
|-------|-------|-----|
|       |       |     |
| 変更年月日 | 年 月 日 |     |

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に事業の委託を受けている者は、第13条第1項の規定による指定を受けたものとみなす。